路線名　北陸自動車道
道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　最大　一三〇（メートル）　最小　一二
後別　延長　一、一八五（メートル）
敦賀市田尻三二号漆谷一四番五から同市田結一号滝ケ谷六番三まで

○国土交通省告示第二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　北陸自動車道
道路の区域
区間　変更前　敷地の幅員　最大　一五八（メートル）　最小　六二
後別　延長　三〇（メートル）
福井県南条郡南越前町牧谷三七字上釈迦瀬一八番六

○国土交通省告示第二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十三年一月十三日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　埼玉県東松山市高坂一〇五八番地　独立行政法人都市再生機構埼玉西部開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号　国土交通大臣　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ベターリビング
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	神戸美智代
変更後	小川　治郎、坂野　美昭、原田陽二郎、佐藤　敏夫、松野　皆治、広瀬　正美、原田　勉

(2)　変更年月日　平成二十二年十月二十二日

○国土交通省告示第二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号　国土交通大臣　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本ＥＲＩ株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中村　敏篤
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年十月三日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	河島　章男、上田　亮一
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年十月三十一日
五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	湯浅　弘、福岡　久夫、松浦　重信、蒲生　仁美

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月一日

○国土交通省告示第二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号　国土交通大臣　6
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社住宅性能評価センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石上　裕佳、堀口　徹
変更後	須川由香梨

(2)　変更年月日　平成二十二年十月二十九日